

令和7年12月11日

三種町議会
議長 加藤 彦次郎 様

広報広聴委員会
委員長 三村 真

所管事務調査報告書

本委員会が実施した所管事務調査について、調査結果を次のとおり、三種町議会会議規則第76条の規定により報告します。

- 1 調査事件 議会広報紙編集等の見直しに関する事項
- 2 調査の経過 令和6年 11月 7日 (木) 委員間討議
14日 (木) 委員間討議
20日 (水) 中間報告書の作成
28日 (木) 中間報告
令和7年 2月 7日 (金) 委員間討議
3月 10日 (月) 委員間討議
5月 9日 (金) 委員間討議
6月 6日 (金) 委員間討議
9月 19日 (木) 委員間討議
26日 (木) 委員間討議
11月 5日 (水) 議会視察
（北海道栗山町議会）
6日 (木) 議会視察
（北海道仁木町議会）
18日 (火) 派遣結果報告書作成
25日 (火) 全員協議会
12月 5日 (金) 委員間討議
12月 9日 (火) 所管事務調査報告書作成
- 3 調査の結果又は概要（意見）
(1) 経緯

本委員会では、議会だよりへの討論の掲載基準について、委員間討議を重ねてきた。

そして、これまで賛否両方の討論があった場合のみ掲載してきた経緯を調査したところ、記事の掲載は、これまで一貫したルールに基づいて行われていない可能性が高いと認められたため、他市町村議会だよりを調査することとした。また、時勢に合わせた記事となるよう「三種町議会だより編集要領」に反映していくこととし、議会視察を行った。

(3) 議会視察の概要

令和7年11月19日付け「派遣結果報告書」参照（別添1）

(4) 委員会の意見

視察の結果も踏まえ、議会での出来事を掲載し、町民に公開することが議会だよりの在り方であり、また、インターネットを利用しない方にとっては、議会だよりが議会の情報を得る重要な手段であるという理由から、反対討論のみの場合であっても、討論記事を掲載することに決定した。なお、当該運用は、議会だより第81号（令和8年5月1日発行）から適用することとする。

また、補正予算のピックアップ記事においては、補正後の予算現額を明示するなど、町民に分かりやすい記事掲載を行うこととし、当該運用は、議会だより第80号（令和8年2月1日発行）から適用することとする。

以上について、「三種町議会広報編集要領」を一部改正する。（別添2）